

2006年3月8日

北海道大学
総長 中村睦男 殿

北海道大学教職員組合
執行委員長 坂下明彦

契約職員の待遇改善に関する団体交渉申し入れ書

北海道大学は、法人化にともない長期定員外職員の定員化を積極的に解決すべきであったにもかかわらず、「ソフトランディング」と称して法人化前の待遇を踏襲した。また、契約職員の仕事内容を正確に把握しておらず、「正規職員の補助（補佐）」程度の認識しかしていない。契約職員の待遇は、法人化後改善どころかマイナスになっている。この大学の姿勢は、他大学及び「社会一般の情勢」に照らしても許されることではない。

昨年の団交に引き続き改めて契約職員（とりわけ期限のない長期（1980年以前から勤務している）問題の早期解決と待遇改善を要求する。

契約職員の日給額および退職手当は現在、文部科学省人事課長通知（12文科人第242号）により計算されている。労働基準法が適用されたにもかかわらず何ら改善されていない。

よって下記の「要求項目」で早急に団体交渉を要求する。

要求項目

1. 長期勤務の契約職員を正規職員に繰り入れること。
2. 契約職員の給与を月給制にすること。
3. 契約職員の日給額の基礎を所定労働日の算定式で行うこと。
（正規職員の日割り算は法人化とともに改正されている。）
4. 任用中断日が廃止され、継続雇用されていることから6月期手当の支給率を100/100にすること。
5. 退職手当の支給率を正規職員と同等に0.3から0.6にすること。
6. 夏期休暇を正規職員と同等に3日間とすること。

以上